

令和5年5月18日

川原小学校保護者の皆様

霧島市立川原小学校  
校長 塚田 輝司

### 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について(お知らせ)

緑樹の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素より本校の教育活動に対しまして、御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、5月8日付けて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することを踏まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定が行われました。

つきましては、本校では、下記の対応をいたしますので、保護者の皆様の御理解と御協力をよろしく願います。

#### 記

### 1 本校における新型コロナウイルス感染症対策の方針

- (1) 適切な換気の確保を行います。
  - (2) 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を行います。
  - (3) マスクの着用は求めないことを基本とし、その着脱については個人の判断とします。
  - (3) 学校給食では、「黙食」を必要としないこととします。
  - (4) 児童には、感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断した上で、これを避ける行動をとることができるように指導します。
  - (5) 清掃により清潔な空間を保つこととし、清掃活動とは別に日常的な消毒作業は行いません。
  - (6) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには無理に登校させないようにしてください。
- ※ 地域等において感染が流行している場合等には、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、児童間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じる場合もあります。

### 2 出席停止措置の取り扱いについて

- (1) 出席停止措置を行う場合は、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合のみとし、出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が解決した後1日を経過するまで」を基準とします。
  - (2) 5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないうこととなり、出席停止の対象とはなりません。
- ※ 上記(1)、(2)の取り扱いを基本としますが、地域等の感染状況により、関係機関等との確認の上、対応が異なる場合もあります。

